

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（署）庁舎空調設備及び照明設備賃貸借

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（署）庁舎（以下「消防本部（署）庁舎」という。）は築 27 年を迎え、空調設備及び照明設備の老朽化が著しく、室内環境の悪化に加え、機器効率低下に伴うエネルギーの過大消費を招いている。本事業は、職員及び来庁者の健康保持および省エネルギー化を目的とし、高効率システムへの更新を行うものである。また、高額な更新費用を平準化するため、リース方式によるものとする。

今回の募集は、本事業の遂行に最も適している事業者を選定することを目的に、本事業に係る提案を求めるものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名称：柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（署）庁舎空調設備及び照明設備賃貸借
- (2) 履行場所：藤井寺市青山 3 丁目 613 番地の 8
- (3) 内容：リース事業による空調設備及び照明設備の更新他（別紙仕様書の通り）
 - ① 事業者は、本組合と締結する本事業契約に基づき、消防本部（署）庁舎の空調設備及び照明設備を更新し、契約期間内において、リース契約を結ぶこと。
 - ② 契約期間終了後、事業者の設置した空調設備及び照明設備（付属設備を含む）は、本組合に無償で譲渡すること。
 - ③ 固定資産税は免除とする。
 - ④ 動産総合保険料は本事業費に含まない。
 - ⑤ 令和 4 年度既存建築物省エネ化推進事業等補助金事業を活用すること。また、その申請等に必要な諸手続も本事業に含むものとし、遅滞なく行うこと。
 - ⑥ 本事業は解除条件付きであり、予算が議会で承認されないこと等により実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。
- (4) リース期間：15 年間（債務負担行為）
- (5) 提案限度額：総額 168,696,000 円（補助金採択を問わず。消費税込）

3. スケジュール

1	募集開始（組合ホームページ）	令和 4 年 1 月 31 日（月）
2	募集要領等に関する質問締切	令和 4 年 2 月 10 日（木）午後 5 時
3	募集要領等に関する質問回答	令和 4 年 2 月 18 日（金）正午以降
4	提案書提出締切	令和 4 年 2 月 28 日（月）午後 5 時
5	受注候補者の決定	令和 4 年 3 月 22 日（火）
6	リース事業契約締結	令和 4 年 9 月頃予定

4. 応募資格

- (1) 柏原市、羽曳野市、藤井寺市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合のいずれかの令和3・4年度競争入札参加有資格者台帳入札参加資格者名簿の内、契約業種「賃貸・リース等」に登載されていること。
- (2) 大阪府内に本店または支店、営業所を有すること。施工事業者も同様とする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく柏原市、羽曳野市、藤井寺市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合のいずれにおいても入札制限を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の事業者でないこと。
- (5) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）、羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）及び藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (6) 提案書の提出日において、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 省エネルギー化事業対象補助金等を活用したリース事業の受注実績を有すること。
- (8) 本業務を統括する業務責任者は、(7)の実務経験を有すること。また、参加申込書の提出期限日において3か月間以上の恒常的な雇用関係があること。

5. 提案に関する留意事項

- (1) 費用負担について
提案書作成に係る費用等、必要な費用は全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いについて
 - ①提出された書類は返却しない。
 - ②提出期限後における提案書等の追加・修正・差替・再提出は認めない。
 - ③組合から受領した資料は、許可なく公表及び使用してはならない。
 - ④事業者から募集要領等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、組合はその使用权を持つものとする。
 - ⑤この募集に係る情報公開請求があった場合は、柏原羽曳野藤井寺消防組合情報公開条例（平成14年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第2号）に基づき提出された書類を公開することがある。
 - ⑥提案書等の提出は1社につき1案とする。
- (3) 失格事項
次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①参加資格を満たしていない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③提案書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合
 - ④募集要領、仕様書等で示された内容に適合しない書類の提出があった場合
 - ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) その他
 - ①組合が提示する資料及び質問に対する回答書（質疑回答書）は、本募集要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

- ②質問書が提出された場合において、その質問に回答することにより無用な混乱を招くおそれがあると認めるときは、質問に回答しないことがある。
- ③事業者は参加申込書の提出をもって、募集要領、仕様書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。
- ④参加申込書提出後に参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。
- ⑤本公募は、2（3）⑤の補助事業採択並びに補助金交付決定が前提となるため、不採択の場合は失効となる場合がある。

6. 募集要領等に関する質問の受付及び回答

（1）質問の提出方法

質問書（様式第5号）に質問内容を簡潔に記載し電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

（2）受付期間

令和4年1月31日（月）から令和4年2月10日（木）午後5時まで

（3）回答方法

令和4年2月18日（金）正午以降に消防組合のホームページにおいて回答する。

（4）送信先アドレス及び確認先電話番号

企画財政係メールアドレス soumu@khf119-osaka.jp

企画財政係電話番号 072 - 958 - 9926（ダイヤルイン）

7. 参加申込書、提案書等の提出要領

本業務の提案希望者は、以下のとおり参加申込書、提案書等を提出すること。

（1）提出期限

令和4年2月28日（月）午後5時まで

（2）提出先

〒583-0015 藤井寺市青山3丁目613番地の8

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 総務課 企画財政係

（3）提出方法

① 提出先への持参のみ（※郵送等不可）

② 提出部数10部（正1部、副9部）及び、電子媒体（CD-R等）1部とする。

③ A4判用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、A4判フラットファイルに綴じること。

④ フラットファイルの表紙及び背表紙に「柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（署）庁舎空調設備及び照明設備貸借業務 提案書類」と事業者名を記載すること。

（4）提出書類

① 参加申込書（様式第1号）

② 会社概要書（様式第2号）

③ 受注実績書（様式第3号）

※4（7）に記載の受注実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること。

④ 業務実施体制調書（様式第4号）

⑤ 提案書（様式第7号）

下記の項目について、10頁以内（片面換算）に簡潔に記載すること。フォン

トサイズは 10 ポイント以上とする。

ア. 事業実施方針

イ. 事業実施体制及び実施工程

ウ. 改修範囲、機器構成等を明示した図面等

エ. 改修後の省エネルギー効果試算結果

オ. 活用を予定している補助金の概要（名称、過去の採択条件、採択率等）

カ. その他提案

⑥ 見積書（任意様式。リース期間中の総額及び年額を明記のこと。）

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（署）庁舎空調設備及び照明設備賃貸借庁内選定委員会において、提出書類に記載された内容、見積金額等を評価し、総合計点が最も高い提案をした受注候補者を選定する。複数業者が同点となった場合は見積額が低い業者を選定することとし、見積額が同額の場合は、くじにより選定することとする。

(2) 選定基準

別表のとおり

(3) 事業者の再募集

評価の結果、適切な事業者がいなときは再募集する場合がある。

(4) 選定結果の通知

①選定結果については、全参加事業者に電子メールで通知する。

②審査に対する要求や結果の内容に関する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

9. 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する（契約保証金については、柏原羽曳野藤井寺消防組合財務規則第 66 条により、初年度のリース金額の 10/100 以上とする。ただし、同規則第 68 条により免除する場合を除く。）。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受託候補者として協議を行うものとする。

10. 事務局

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 総務課 企画財政係 （担当：北野・村木）

電話番号 072 - 958 - 9926（ダイヤルイン）

メールアドレス：soumu@khf119-osaka.jp

*開庁時間は土日祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

別表 選定基準

評価項目		審査内容	配点
業務遂行能力	専門技術及び 実施体制について	業務を的確に遂行できる人員及び業務についての疑問等に 適宜対応できる体制が確保されているか。	10
		本業務に関する専門知識や経験を有し、的確な支援が可能 であるか。責任者・担当者の業務遂行に有用な資格の有無、 経験年数。	10
	同種事業の実績	同種業務の実績	15
提案内容	事業実施方針	本事業に対する基本的な考え方、実施方針が具体的かつ 明確に示され、適切であるか。	10
	事業実施体制及び実 施工程	令和4年度末までの実施体制や工程が具体的で無理がな く、実現可能なものであるか。	10
	改修方法	施設運営に配慮した施工内容となっているか。	30
	省エネルギー効果	改修後の省エネルギー効果	35
	その他提案	その他、本事業の目的を達成するための有益な提案がさ れているか。	10
取組姿勢	取組意欲	業務履行に関わる意欲が感じられるか。	10
事業費	計算式	$[1 - (\text{見積額} - \text{提案最低額}) / (\text{提案限度額} - \text{提案最低額})]$ ×60 点 ※小数点以下四捨五入 ※見積額は補助金活用後の金額	60
合 計			200 点